

我が国会計基準の国際会計基準(IAS)との同等性問題の概要

1. EU(欧州連合)は、2005年域内金融市場統合の一環として、資本市場の基盤(インフラ)である会計基準を統一するため、2005年から、域内上場のEU企業の連結財務諸表の作成に、国際会計基準(IAS)の使用を義務づけている。
2. EUはまた、域内金融市場の統合の一環として、開示規制も統一することとしている。具体的には、目論見書指令(2005年7月施行)によって発行開示(目論見書)の統一、透明性指令(2007年1月施行)によって定期開示(年次報告書・半期報告書・四半期声明書)の統一を図ることとしている。

両指令は、EU市場で公募・上場する第3国(域外)企業の連結財務諸表について、IAS又はこれと同等の会計基準の使用を義務づけている。
3. 我が国の証券発行者(日本企業等)は、従来からEU市場において活発な資金調達活動を行っている。2005年3月末現在で、我が国の少なくとも約220の発行者(うち株式上場は約54社)がEU資本市場において証券を上場している。我が国会計基準の国際会計基準(IAS)との同等性が認められ、EU資本市場が引き続きグローバルかつ開放的な性格を維持することが重要である。
4. 我が国会計基準の国際会計基準(IAS)との同等性評価の問題は、以下の2つの主な観点から重要である。
 - ① EUにおける我が国会計基準の評価は、あくまでも国際会計基準(IAS)との比較にとどまるものであるが、我が国会計基準の品質に対する国際的信頼に関わる問題である。
 - ② 日本の証券発行者によるEU資本市場へのアクセスの可能性に関わる問題である。
5. このような観点から、金融庁は、国内の官民関係者と緊密な連携を図りつつ、我が国会計基準の国際会計基準(IAS)との同等性が認められるよう、EU関係者(EC(欧州委員会)、CESR(欧州証券規制当局委員会)やEU主要国の当局等)に対して、我が国会計基準の説明を含め、これまで積極的な働きかけを行ってきたところである。

これまでの働きかけの結果、

 - ① 第3国会計基準の国際会計基準(IAS)との同等性義務づけの適用時期が2005年から2007年1月に延期され、
 - ② 負債証券について、一定の要件の下での年次報告書における第3国会計基準の使用、また半期財務報告書の開示義務の10年間の適用除外が認められ、
 - ③ 同等性評価の対象として、我が国会計基準が米国会計基準及びカナダ会計基準とともに、世界の主要な会計基準として明示され、
 - ④ CESRが4月27日に公表した「第3国会計基準と国際会計基準(IAS)との同等性に関する技術的助言案」において、我が国会計基準が、米国基準及びカナダ基準とともに、いずれも一定の補完措置を求められつつも、IASと全体として同等と評価されている。

6. EUにおける同等性評価の今後のスケジュールは、以下のとおりである。

① 2005年6月末・・・CESRが日本・米国・カナダの各会計基準の同等性について技術的助言。

② 2005年12月末又は2006年初め・・・欧州委員会(EC)が、欧州証券委員会(ESC)(EU各国の財務省等で構成)の投票を経て、同等性評価を最終決定。

7. CESRは、2004年6月に、ECから、2005年6月末までに、日本・米国・カナダの各会計基準の同等性に関する技術的助言(technical advice)を提出するよう、指示された。

このため、CESRは、まず、第1段階として、2005年2月に、同等性の意味、同等性の技術的評価の方法・基準等を明らかにする「概念ペーパー」を策定した。概念ペーパーでは、同等性評価の基準として、以下を定めている。

① 同等性の意味は、基準の一致ではなく(not identical)、投資家が第3国の会計基準に従った財務諸表に基づき、IASに従った財務諸表に基づく場合と類似した投資判断(similar decision)が可能な場合は、同等。

② 評価に当たっては、EU及び第3国の金融・会計関係者に実務的に知られている、会計基準の「重要な相違(significant differences)」にのみ焦点を当てる。

③ CESRは、市場参加者(財務諸表の利用者・作成者・監査人)の意見を重視。

概念ペーパーではまた、同等性評価の結果として、「同等(equivalence)」と「非同等(non-equivalence)」という両極端の中間として、「同等+補完措置(remedies)」が設けられている。

8. そして、CESRは、第2段階として、2005年6月末までに、日・米・加の会計基準の同等性をそれぞれ技術的に評価する予定である。このため、CESRは、4月27日(日本時間28日)に技術的助言案を公表し、5月18日に公聴会を開催するとともに、5月27日を期限として広く意見を求めているところである。

EUによる会計基準の同等性評価プロセス

